

導水路問題 - 「撤退ルール」の要約

2009.5.22

近藤ゆり子

私（近藤）自身は、「単独撤退できる」ことを踏まえつつ「みんなで、せ～の！で事業から降りよう」と呼びかけるのが最良策と思っています。木曾川水系に関してもっている名古屋市の既得権は非常に大きく（さすが！徳川御三家・尾張藩の城下町）、他の利水者は、意地悪のしようがない。（水機構法施行令30条第2項「但し書き」を適用させてしまう失敗のない限り）

昨年度、巨額の歳入欠損を出し、今年度もその先も全く歳入が増える見通しのない愛知県、最初から乗り気でないピンボ-岐阜県、付き合い合されているだけのやはりピンボ-三重県。

愛知県のメンツが立てば、「みんなでせ～の！」で降りられます（当面の落とし所は「凍結・休止」かもしれませんが）。

以下は、あくまでも「名古屋市が単独で撤退意思表示をした場合」の話ですが、上述の通り、「名古屋市が単独で撤退意思表示をするべきだ」との意見ではありません。（名古屋市の負担の最小化という観点だけだと「名古屋市が単独で撤退」となるかもしれませんが、森と川と海とを繋ぐ-COP10を開催する、等、単に、若干の（1億円も違って来ない）費用の多寡の問題だけで「大きな観点」を無視すると、どこかで別のツケが来ます）

1. 手続問題 ... 利水者単独の意思で撤退できる

（1） 2003年9月2日 河川局 治水課 事業監理室補佐 N氏より聞き取り

<質問>「撤退ルール」と呼ばれている水資源機構法施行令には撤退の手続き規定がないが、利水者の撤退請求はどのように行うのか？

<N氏回答>

ア．利水者から水機構（水公団）に撤退の意思表示を記した公文書が届けば

イ．水機構（水公団）は速やかに事業関係者（主務省及び他の利水者）に連絡をし、事業関係者の協議に付す

ウ．フルプラン変更、事業実施計画変更に向けた手続きに入る

「撤退ルール」を運用する立場（主務省）としては、利水者の撤退意思を了知したら、「撤退手続き」に入る。事業関係者間の協議において、負担を巡って争いが起こる（残る事業者が「負担が重くなるから撤退を許さない」等と言い出す）ことを防ぐために、「撤退ルール」を設けた。従って、利水者が撤退意思を文書で表明することで、撤退手続きが開始すると考えてもらってよい。

（2） 「事業実施計画変更 フルプラン変更で協議が必要」という水資源機構の言い分
= ウソではないが、目眩ましである。

1) 事業実施計画 ... 関係法 = 水資源機構法 13条

上記のように、撤退そのものは利水者の単独の意思で行える。一利水者が撤退すれば、事業実施計画が変わるのは当然だが、事業に参加している他の者が「撤退させない」という権利・権限は全く存在しない。仮に撤退者が出れば、事業実施計画変更では「撤退者は撤退ルールによって撤退費用を払って撤退する」ことを確認し、残りの事業参加者でその後の事業実施計画を協議していくことになる（撤退者は直接には「関係ない」）

2) 木曾川フルプラン（木曾川水系水資源開発基本計画）

... 関係法 水資源開発促進法 4条

2008年6月3日に木曾川フルプラン（木曾川水系水資源開発基本計画）一部変更で、木曾川水系連絡導水路事業が位置づけられた。名古屋市が事業から撤退すれば、フルプランの一部変更が行われることになるが、ここでも撤退そのものを他者が止めることはできない。

木曾川水系での、都市用水の利水者としての名古屋市の位置は極めて優位で、他の都市用水利水者が、「江戸の仇を長崎で」式の意地悪はできない。

長年の水余りなのに、一滴も権利を返さないことで、国交省と対立している農業利水者が、新たに名古屋市の水利権に口出しすることも考えにくい（国交省としては、農業用水の利水者に都市用水に関して口出しをすることを許すことはできない）

フルプラン変更で名古屋市が不利益を被る可能性はゼロに近い。

（異常渇水時に、「意地悪」が出来るのは農業用水の水利権者だけ。農水関係者に会いに行ったのは正解。）

2. 撤退費用の問題 ... 最大でも既支出分 + アルファで事業から撤退できる

... 関係法令 水資源機構法施行令 18条、30条2項

（1）撤退時の費用負担（水機構法施行令30条）の基本（「バクッと理解」が良いです）

特定施設である共同施設（ダム、河口堰、導水路等）の事業の縮小の場合（2項）
不要支出額と縮小後の治水用途の費用負担額と投資可能限度額との差額を負担

不要支出額（水機構法施行令18条2項）

当該新築又は改築に要する費用の額（A）と、当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額（B）との差額をいう。（A）-（B）

投資可能限度額（水機構法施行令18条3項）

各用途について特ダム法施行令5条により算出した額（身替わり建設費）又は同令6条により算出した額（妥当投資額）のうちいずれか少ない額から、当該用途の専用施設の費用を控除した額

）30条2項八(1)不要支出額について

2003年8月11日 治水課 事業監理室補佐 N氏より聞き取り

(河川局水政課、土地・水資源局水資源部水資源政策課に対する問い合わせにもまとめて答える形で)

『当該新築又は改築に要する費用の額』 = A

『当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額』(バーチャルなもの) = B

『現行事業実施計画に基づく額』 = C

「一般論として Aは『aすでに執行した額及び bこれから執行する額』であり、aについては、執行時に実際に必要とした額である。Bはバーチャルな額であるから、Cを出した際の単価で積算するしかない。『bこれから執行する額』については、AもBも同額になるから、相殺されて0となる。Bの中のaに相当する部分の積算額とaとの差額が不要支出額となる」

従って、例えば進捗率40%のダム事業とすれば；Aのa(すでに執行した額)は総事業費の40%であり、Bのaが0ということも考えられないから、撤退する利水者が負担する額は総事業費の40%よりかなり小さくなる(総事業費×アロケ×0.4よりは大きいことはあり得る。「すでに執行した額」がどの部分に相当するか、及び金利などで異なってくる)。

) 30条2項八(2)投資可能限度額について

(S52.4.10の申し合わせ事項「水道用水及び工業用水については、身替わり建設費をもって妥当投資額とする」とあって、ほぼそれを踏襲して計算している)

(2) 当該導水路事業の場合 ... 既支出分+アルファで事業から撤退できる

具体の数値は、水資源機構本社が持っていて、中部支社レベルでは「分からない」。

「+アルファ」がない場合もありうる。

事業進捗率(事業費費消率というのが実態に合っている)が低いので、非常に多く見ても、既支出+「縮小して行う事業の設計・調査費」の数億円か？

水資源機構法施行令 30条2項但し書きを適用させない”政治”は必要

30条2項但し書き = 「ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。」

以上 とりいそぎ